

令和 8 年度 宮崎大学医学部看護学科同窓会 総会

日時：令和 8 年 8 月 9 日（日）14：00～15：00

方法：オンライン開催（Zoom）

【報告】

1. 令和 7 年度活動報告について（資料 1）

【議事】

1. 令和 8 年度役員（案）について（資料 2）
2. 令和 7 年度決算について（資料 3）
3. 令和 8 年度活動計画について（資料 4）
4. 令和 8 年度予算（案）について（資料 5）
5. 学生緊急生活支援制度の創設について（資料 6）

【その他】

1. 同窓会規約第 17 条、会員看護学科卒業生および看護学研究科修了生の入会に関する意見交換
2. 医学部附属病院への就職支援に向けた活動についての意見交換

令和 7 年度（2025 年度） 同窓会活動報告

団体名	宮崎大学医学部看護学科／大学院看護学研究科同窓会
会長	田上 博喜
会員数	永年会員:183名、正会員:115名(令和8年4月6日時点)
役員	副会長 菊地 光仁、山口史剛 顧問 野間口千香穂 会計 畠山 芳彰 評議員 20名
＜令和7年度 活動内容＞ 本会のさらなる発展を目的として、2025年6月の総会において規約を改正し、会員区分を明確化した。また、在学生への支援の充実を図るため、学生国際交流活動助成事業、国試対策助成事業、学生課外活動支援事業に加え、遠隔地で実習を行う学生の経済的負担を軽減するための遠隔地実習費用支援事業を新たに設けた。各事業の申請窓口をオンラインフォームに一本化し、メールおよび学内でのポスター掲示により在学生へ周知した。その結果、学生国際交流活動助成事業、国試対策助成事業において申請があり、資料3の通り助成を行った。 また、2025年10月4日に「第1回宮崎大学医学部看護学科同窓生交流会」を開催した。当日は、卒業生および在学生約20名が錦本町ひなたキャンパスに集い、学生時代の思い出を語り合い、近況を報告し合うなど、終始和やかな雰囲気の中で世代を超えた交流を深めた。 その他、以下の活動を行った。 1) 卒業生への記念品贈呈および入会案内 3月24日に開催された謝恩会の会場において、卒業生へ記念品として袱紗を贈呈した。また、縦30cm、横10cmの「のぼり」を作成して同窓会入会案内用の専用ブースを設置し、入会案内を行った。 2) 在校生への入会案内および活動協力依頼 新入生に対しては、医療人育成課から合格者へ送付される書類に同窓会の入会案内を同封した。さらに、4月に行われた新入生および在学生オリエンテーションにおいて同窓会の活動を周知し、入会ならびに活動への協力を呼びかけた。 3) 学生委員との連携 5月8日に、学生委員と同窓会役員との情報共有および連携を円滑にするため、顔合わせならびに意見交換を行った。	

令和 8 年度宮崎大学医学部看護学科同窓会役員（案）

役職	所属	氏名
会長（代表）	卒 3 期生	田上博喜
副会長	卒 2 期生	菊地 光仁
〃	卒 1 1 期生	山口史剛
評議員	卒 1 期生	野末明希
〃	卒 2 期生	菊地光仁
〃	卒 3 期生	田邊綾子
〃	卒 4 期生	
〃	卒 5 期生	稲見健太郎
〃	卒 6 期生	三保友也
〃	卒 7 期生	五反田奈々
〃	卒 8 期生	村田郁
〃	卒 9 期生	高間有紀
〃	卒 1 0 期生	吉田聡子
〃	卒 1 1 期生	
〃	卒 1 1 期生	山口史剛
〃	卒 1 2 期生	鮫島哲
〃	卒 1 3 期生	
〃	卒 1 4 期生	清永拓彌
〃	卒 1 5 期生	荒川紗里
〃	卒 1 6 期生	黒木万結
〃	卒 1 7 期生	津田歩香
〃	卒 1 8 期生	原田あみ
〃	卒 1 9 期生	長尾夏奈
〃	卒 2 0 期生	田崎志帆
〃	卒 2 1 期生	平瀬優伽、福田羽蘭
	卒 2 2 期生	
〃	修士	狩集綾子
会計委員長	修士	畠山 芳彰
会計委員	卒 3 期生	田邊 綾子
顧問		野間口千香穂
監事	修士	狩集 綾子
監事	卒 1 1 期生	矢野裕佳子

宮崎大学医学部看護学科同窓会

令和 7 年度会計決算報告

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
入会費	45,000	国試対策助成費	42,000
大学院修了生 10,000 円×1 名	10,000	看護師希望者模試：10 名	18,000
看護学科 4 年生 5,000 円×7 名	35,000	保健師希望者模試：16 名	24,000
同窓会交流会会費	55,000	学生活動助成費	50,000
参加費 5,000 円×11 名	55,000	学生国際交流活動助成	50,000
繰越金	3,646,576	同窓会交流会	189,853
総合口座	1,584,576	会場使用料・飲食代	178,600
振替口座	2,062,000	レクリエーション景品代	11,253
利息	1,920	通信費	13,617
合計	3,748,496	総会案内状送付	13,617
		消耗品費	8,148
		入会案内ファイル代	4,192
		広報用のぼり	3,956
		卒業記念品	50,391
		1,527 円×33 名	50,391
		誤入金返金	60,000
		60,000 円×1 名	60,000
		合計	414,009

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの収支につきまして、上記の通り報告致します。
 また上記の通り 3,334,487 円を次年度に繰り越します。

2026 年 4 月 1 日

会計 畠山 芳彰

会計監査報告書

宮崎大学医学部看護学科同窓会令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの会計決算書につ
 きまして、帳簿等を監査致しました結果、正確に執行されていることを認めましたので、ご報
 告致します。

2026 年 5 月 12 日

監事 狩集 綾子

監事 矢野 裕佳子

令和 8（2026）年度活動計画（案）

1. 活動計画の要旨

本会の目的である、会員相互の親睦と交流を深め、看護学科の発展に寄与するために、以下を重点課題とし、活動を展開する。

1) 会員相互の交流機会の創出

昨年度に引き続き、会員相互の交流を促進し、個々人のキャリア形成やネットワーク拡大の一助とすることを目的に、オンラインもしくは対面による交流会を開催する。

2) 会員からの意見集約の仕組みづくり

会員のニーズや要望を反映した活動を展開するため、情報発信および意見集約の方法について検討する。在校生からの意見集約については、学生同窓会委員との連携強化について検討する。卒業生からの意見については、同窓生交流会などの機会を活用して直接意見を聴取するとともに、同窓生を対象とした LINE オープンチャットの開設など、継続的に交流・情報共有できる仕組みについて検討する。

2. 具体的な活動計画

● 同窓生交流会開催：未定

在学生および卒業生を対象とした同窓生交流会を、対面により開催する。開催時期および実施方法については、今後、会員の意見や参加のしやすさを踏まえて検討する。

● 在校生の意見集約の推進

役員会に学生同窓会委員が参画する機会を設け、在学生の意見や要望を同窓会活動に反映できる体制を整える。

● 永年会員加入の促進

卒業時に永年会員となる学生が少ないことが課題となっている。卒業生への記念品贈呈や入会案内の機会を活用し、同窓会の活動内容や加入する意義を分かりやすく伝えることで、卒業後も継続的に同窓会活動へ参加してもらえるよう働きかける。

● 支援事業の拡充

既存の学生支援事業を継続するとともに、会員のニーズを踏まえ、「学生緊急生活支援制度」などの新たな支援制度の創設について検討する。また、災害等の発生時における永年会員を含む会員への支援についても、支援の対象、適用要件、支援内容および財源等を整理し、実施可能な支援のあり方を検討する。

令和8年度 看護学科同窓会 予算（案）

収入

項目	予算	内訳
会費	1,080,000	20,000円×54名（令和8年5月21日現在）
繰越金	3,334,487	
計	4,414,487	

支出

項目	予算	内容
国試対策助成費	250,000	
外部講師	100,000	国家試験対策
国試模試費用	150,000	国試希望者模試費用補助（看護師模試2回、保健師模試1回）
学生活動助成費	750,000	
国際交流	100,000	交換留学生との交流助成金（PSU）
実習補助	400,000	学外実習時の交通費・宿泊代の一部補助
課外活動支援費	250,000	学生の課外活動支援への一部補助
同窓生交流経費	200,000	
交流会費	150,000	卒業生と在学生との交流
総会	50,000	総会時の会議費等
学生緊急生活支援事業	500,000	一人当たり上限5万円×10名
通信費	50,000	ハガキ、切手、郵送料など
消耗品費	50,000	文具等
雑費	10,000	振込手数料等の諸経費
予備費	200,000	予算執行上必要となる不測の支出に充当
積立金	2,404,487	
計	4,414,487	

学生緊急生活支援事業 細則（案）

第1条（目的）

本事業は、自然災害、火災、家計維持者の死亡・失職・長期療養その他の予期しない事情により、生活又は修学の継続に困難が生じた学生に対し、緊急的な経済支援を行い、安定した学生生活及び修学の継続を支えることを目的とする。

第2条（対象者）

支援の対象者は、宮崎大学医学部看護学科同窓会会員である宮崎大学医学部看護学科在校生会員の学生とする。

第3条（支援対象となる事由）

支援の対象となる事由は、次の各号のいずれかに該当し、緊急の生活支援が必要であると認められる場合とする。

1. 地震、台風、豪雨、洪水、津波その他の自然災害
2. 火災、事故等による住居又は家財の損害
3. 家計維持者の死亡、失職、廃業又は長期療養等による家計の急変
4. 学生本人の疾病、負傷その他の事情により、生活又は修学の継続が困難となった場合
5. その他、役員会が前各号に準ずる事情があると認めた場合

第4条（支援の内容）

1. 本事業による支援は、返還を要しない緊急生活支援金の給付を基本とする。
2. 支援金の額、支給回数、上限額その他必要な事項は、別途定める実施要領によるものとする。
3. 同一の事由による申請は、原則として1回とする。ただし、事情の継続が認められる場合は、役員会の審議により追加支援を行うことができる。

緊急支援給付金

支給額：1人につき上限5万円

返済：不要

支給回数：原則として在学中1回

区分	状況の例	支給額
緊急支援	当面の食費、交通費、宿泊費等が必要	2万円
通常支援	家財の損害、家計急変等	3万円
特別支援	住居の全半壊、家計維持者の死亡等	5万円

第5条（支援対象経費）

支援の対象となる経費は、第3条に定める事由により生じた費用のうち、次に掲げるものとする。

1. 避難、緊急宿泊、転居又は移動に要する費用
2. 食料、衣類、寝具その他の生活必需品の購入費
3. 修学の継続に必要な教材、学用品、情報通信機器等に要する費用

4. 医療機関の受診、通院その他の緊急対応に要する費用
5. その他、役員会が生活又は修学の継続に必要と認めた費用

第6条（支援対象外の経費）

次に掲げる費用は、原則として支援の対象としない。

1. 個人的な嗜好品、ぜいたく品等の購入費
2. 罰金、延滞金、既存の債務の返済その他これらに類する費用
3. 保険金、公的支援又は他の助成事業等により全額が補填される費用
4. 申請事由との直接的な関連が認められない費用
5. その他、役員会が支援対象外と判断した費用

第7条（審査基準）

支援の可否及び支援額の決定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に審査する。

1. 支援の緊急性及び必要性
2. 生活又は修学の継続に及ぼす影響
3. 被害又は家計急変の程度
4. 公的支援、学内支援、保険等の利用状況
5. 本事業の予算状況

第8条（申請手続）

1. 申請手続の詳細は、別途定める実施要領に従うものとする。
2. 申請者は、申請書及び支援を必要とする事情を確認できる書類を提出するものとする。
3. 災害直後等のため必要書類を直ちに提出できない場合は、事情を確認した上で申請を受理し、関係書類を後日提出させることができる。

第9条（審査及び決定）

1. 支援の可否及び支援額は、役員会の審査を経て決定する。
2. 緊急性が高く、役員会の開催を待つことが適当でない場合は、会長及び会計委員長の協議により暫定的に支援を決定し、次回の役員会に報告することができる。
3. 審査結果は、申請者に速やかに通知するものとする。

第10条（予算）

本事業の予算は、年度ごとに役員会の審議を経て決定するものとする。未使用額の取扱いについては、役員会が別に定める。

第11条（支援額の調整）

申請総額が予算を超過した場合は、役員会の審査により支援額を調整するものとする。支援額の決定に当たっては、緊急性、必要性及び被害の程度を考慮し、適切な配分を行う。

第12条（不正申請等への対応）

申請内容に虚偽その他の不正が認められた場合は、支援決定を取り消し、支給済みの支援金の全部又は一部の返還を求めるものとする。重大な不正が確認された場合は、以後の申請資格を制限することがある。

第 13 条（個人情報の取扱い）

申請により取得した個人情報は、本事業の審査及び支給に必要な範囲でのみ使用し、関係者は申請者のプライバシーの保護に十分配慮するものとする。役員会又は総会への報告は、個人が特定されない方法で行う。

第 14 条（事業の見直し、変更又は廃止）

本事業の内容は、運用状況及び予算状況を踏まえて年度ごとに見直すものとする。事業の変更又は廃止については役員会で決定し、対象者へ事前に周知する。

第 15 条（細則の改定手続）

1. 本細則の改定は、役員会の審議を経て決定するものとする。
2. 改定案は、役員及び関係者からの提案をもとに、役員会が検討するものとする。
3. 改定が決定した場合は、対象者に電子メールその他適切な方法で通知し、改定内容を周知するものとする。
4. 改定内容と併せて施行日を通知し、施行日は役員会が定めるものとする。

附則

本細則は、令和 年 月 日から施行する。